【申請書提出先】※紙による申請の場合

〒906-0012

沖縄県　宮古島市平良字西里1125

沖縄県　宮古事務所　総務課（宮古合同庁舎２階）　※持参又は郵送

電話　0980-72-2551　　FAX　0980-73-0096

【申請書提出先】※電子申請の場合

[【電子申請】宮古合同庁舎　行政財産使用許可申請（外部リンク）](https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/profile/userLogin_initDisplay?nextURL=CqTLFdO4voZH39cl0%2BS5f97dRrdLP0zYtUINsUzZVMtf89XcL%2FYvcnAnaMNELHYdBSQ1l2160bxW%0D%0A3qZQiiqNu70WYnZczqHy44kXPb5IqVu7k764L%2Fwn%2FZ97IkTRQ4lyeYkj%2FkcqowY%3D%0D%0A)

上記URLより、電子申請が可能です。必要事項を記入し申し込みをお願いいたします。

【申請方法】

１　電話にて講堂等の空き状況の確認と、利用目的を伝えて下さい。

※利用目的が使用許可基準に合わない場合には、利用できません。

２　申請書（第 9 号様式）を持参又は郵送により提出するか、電子申請により申し込みをお願いします。

使用料の免除や減免を希望する場合、県で内容を審査して決定します。

３　申請に問題がなければ、県から「行政財産使用許可書」を交付します。

使用料が発生する場合には、「納入通知書」も併せて発行します。

指定された納入期限までに、最寄りの金融機関で使用料を納めて下さい。

【一日当たりの使用料の目安】

* ２階講堂　：約6,300円

収容人数　：30～150名（270.65㎡）

※使用料は一日当たりの金額で徴収します。

　上記金額は目安となっており、許可基準により変わることもあります。